

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月6日
【会社名】	株式会社ビジネスブレイン太田昭和
【英訳名】	BUSINESS BRAIN SHOWA・OTA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 俊彦
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目2番9号
【電話番号】	03(3507)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 野崎 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目2番9号
【電話番号】	03(3507)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 野崎 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 149,974,900円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	313,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成24年8月24日及び11月6日開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	313,100株	149,974,900	
一般募集			
計（総発行株式）	313,100株	149,974,900	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
479		100株	平成24年12月3日		平成24年12月3日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ビジネスブレイン太田昭和 管理本部	東京都港区西新橋一丁目2番9号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
149,974,900	0	149,974,900

(注)1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 有価証券届出書作成等の費用は、会社の一般経費として処理しております。

## (2)【手取金の使途】

当自己株式による第三者割当は、従業員の福利厚生を目的とする従業員持株E S O P信託(後記、第3 第三者割当の場合の特記事項(従業員持株E S O P信託の内容)参照)導入を主たる目的としております。

上記差引手取概算額149,974,900円につきましては、人件費、人員等委託費、不動産賃借料等の運転資金に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要（平成24年11月6日現在）

名称	三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第7期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月28日 関東財務局長に提出

#### b 提出者と割当予定先との間の関係（平成24年11月6日現在）

出資関係	当社の普通株式30,000株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	証券代行業務等の信託銀行取引があります。

#### （従業員持株ESOP信託の内容）

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）は、当社と三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株ESOP信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。当社および当社連結子会社6社（以下「当社グループ会社」といいます。）の従業員持株会である「BBSグループ従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

なお、本プランが適用される本持株会に入会できる会員は、当社グループ会社の従業員（ただし、臨時社員及びパートタイマーを除く。以下「当社グループ従業員」といいます。）であります。

#### 概要

ESOP信託とは、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

本プランでは、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）が、本信託の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金により、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を三菱UFJ信託銀行株式会社、借入人を三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）、保証人を当社とする三者間で締結される金銭消費貸借契約に基づいて行われます。なお、当該金銭消費貸借契約は、信託管理人である公認会計士三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当については、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）と当社の間で、有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、5年間の信託期間内において、毎月一定日にその時々々の時価で本持株会に売却します。

三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する当社グループ従業員（後記「受益者要件を充足する当社グループ従業員の範囲」をご参照下さい。）に分配します。当該分配については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振込入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借

契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と分担して信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡事務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」といいます。）について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社・信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、信託財産の名義については割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

#### （参考）E S O P信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
受益者	本持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者（公認会計士三宅秀夫氏）
信託契約日	平成24年11月28日
信託の期間	平成24年11月28日～平成29年12月8日
議決権行使	受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	149,974,900円
株式の取得方法	本自己株式処分により取得

本持株会に売り付ける予定の株式の総数

313,100株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

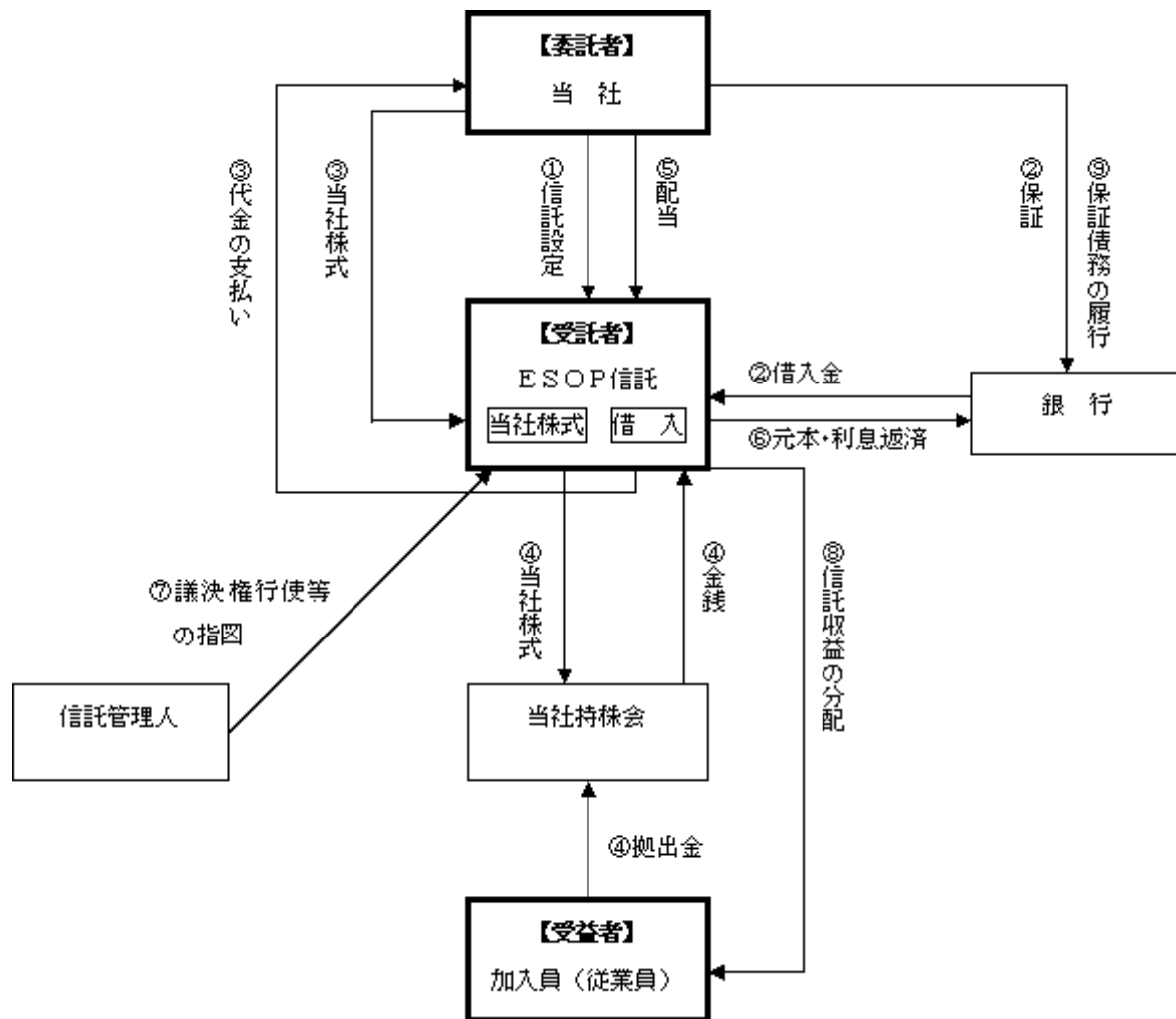
受益者要件を充足する当社グループ従業員の範囲

本信託の受益者となり得る者は、

- (1) 信託終了時に本持株会の会員であった者
- (2) 信託期間中に本持株会の会員であり、会員が所属する会社からの定年退職を理由として、本持株会を退会した者
- (3) 信託期間中に本持株会の会員であり、会員が所属する会社の役員への昇格を理由として、本持株会を退会した者

ただし、退会後の連絡先等が不明であるなどにより、受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

（本信託の仕組み）



当社は受益者要件を充足する当社グループ従業員を受益者とするESOP信託を設定いたします。

ESOP信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がESOP信託の借入について保証を行います。

ESOP信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得いたします。

（借入金の総額（信託の規模）は150,000,000円であり、当該借入金をもって平成24年12月3日に当社からの第三者割当により313,100株を取得する予定であります。）

ESOP信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。

ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

ESOP信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の  
抛出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括し  
て弁済いたします。

当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

c 割当予定先の選定理由

三菱UFJ信託銀行株式会社を割当予定先に選定した理由は、当社の証券代行業務等の信託銀行取引関係から、本プラン  
の提案を受けたことに起因しております。また、他社からも提案を受けましたが、本プランに係る事務コスト等も含め  
て総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい割当予定先になると判断いたしました。

なお、本プランにおいては「第3 第三者割当の場合の特記事項（従業員持株E S O P信託の内容）」に記載しましたと  
おり、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たる三菱UF  
J信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることとなりますので、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E  
S O P信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

313,100株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は本信託契約に従って、当社株式の売買  
について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を本持株会に対しその時々の時価で売却すること  
になっております。

三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当該売却する当社株式の売却代金として本持株会会員  
からの給与等天引きによって抛出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの  
借入金の返済及び金利の支払に充当します。

当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件  
を充足する当社グループ従業員に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、本信託契約に基づき、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社か  
ら、割当日から5年間、毎月、報告書を受けます。

また、本信託契約に基づき、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）から、割当日より2年間  
において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡  
日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所  
に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき承知しております。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、貸付人である三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金によって払込みを行う予定である旨を、平成24年11月28日付で締結予定の金銭消費貸借証書によって確認します。なお、借入人である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）、保証人である当社、貸付人の三者間で締結される金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となる予定です。

割当予定先：三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

借入人：三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

保証人：当社

貸付人：三菱UFJ信託銀行株式会社

## g 割当予定先の実態

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、当社社内規定「反社会的勢力排除規程」に基づき、インターネット検索により調査を行い、また、三菱UFJ信託銀行株式会社にヒアリングを行った結果、同社の出資者や出資比率、役員、「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針が三菱UFJ信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないことや、三菱UFJ信託銀行株式会社は、東京証券取引所第一部上場会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社であり、東京証券取引所に特定団体と何ら関係していない旨の届け出をしており、さらに、特定団体と何ら関係していないことを前提に金融庁より銀行業を行うことの認可を得ておることなどから、割当予定先が特定団体等ではなく、かつ特定団体と何ら関係を有していないものと判断いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約締結において確約します。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議前日の直前3か月間（平成24年8月6日から平成24年11月5日まで）の大阪証券取引所における当社株式の終値の平均値である479円（円未満切捨て、平成24年11月5日終値（481円）比 - 0.4%）が妥当であると取締役会で判断しております。直前3か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該株価は大阪証券取引所における当該取締役会決議前日の直前1か月間（平成24年10月6日から平成24年11月5日まで）の終値の平均値である482円（円未満切捨て）に99.4%（ディスカウント率0.6%）を乗じた額であり、あるいは同直前6か月間（平成24年5月6日から平成24年11月5日まで）の終値の平均値である476円（円未満切捨て）に100.6%（プレミアム率0.6%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、取締役会に出席した監査役全員（うち社外監査役3名）は、当該処分価額が取締役会決議の直前3か月間（平成24年8月6日から平成24年11月5日まで）の大阪証券取引所における当社株式の終値の平均値により決定されたものであることから、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。



## b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の本持株会の年間買付実績をもとに、今後約5年間の信託期間中に本持株会が三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し3.46%（小数点第3位を四捨五入、平成24年9月末現在の総議決権個数74,207個に対する割合4.22%）となる見込みです。

また、本プランは、本自己株式処分により割当てられた当社株式は毎月、一定日に本持株会に対し売却されるものであることから、流通市場への影響は軽微であると考えております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社日立ソリューションズ	東京都品川区東品川四丁目12番7号	3,187,000	42.95%	3,187,000	41.21%
株式会社ケイ・ワイ	神奈川県川崎市麻生区栗木台四丁目10番17号	440,700	5.94%	440,700	5.70%
BBSGグループ従業員持株会	東京都港区西新橋一丁目2番9号	420,080	5.66%	420,080	5.43%
三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	-	-%	313,100	4.05%
関節	東京都世田谷区	116,800	1.57%	116,800	1.51%
木村 幸弘	静岡県浜松市東区	113,300	1.53%	113,300	1.46%
大和 知世	神奈川県川崎市麻生区	90,900	1.22%	90,900	1.18%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	82,500	1.11%	82,500	1.07%
辻 正弘	東京都府中市	81,000	1.09%	81,000	1.05%
クレディットスイスアーゲー チューリッヒ（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	72,000	0.97%	72,000	0.93%
計	-	4,604,280	62.05%	4,917,380	63.58%

（注）1．平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2．当社保有の自己株式1,622,841株（平成24年9月30日現在）は割当後1,309,741株となります。

3．総議決権に対する所有議決権数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第45期有価証券報告書および第46期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第45期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

#### 1 提出理由

平成24年6月19日開催の当社第45回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月19日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、加藤礼吉、石川俊彦、神村昌宏、疋田知久、目黒正行、野崎正幸、松本松仁、山崎英二の各氏を選任する。

###### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、立岡繁氏を選任する。

###### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、川合功氏を選任する。

###### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議事項の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	
加藤 礼吉	56,172	60	0		可決（98.9%）
石川 俊彦	56,175	57	0		可決（98.9%）
神村 昌宏	56,175	57	0		可決（98.9%）
疋田 知久	56,179	53	0		可決（98.9%）
目黒 正行	56,179	53	0		可決（98.9%）
野崎 正幸	56,169	63	0		可決（98.9%）
松本 松仁	55,977	255	0		可決（98.6%）
山崎 英二	55,667	565	0		可決（98.0%）
第2号議案				（注）1	
立岡 繁	55,769	463	0		可決（98.2%）
第3号議案				（注）1	
川合 功	55,770	462	0		可決（98.2%）
第4号議案	55,555	677	0	（注）2	可決（97.8%）

（注）1．第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

## 3 最近の業績の概要について

平成24年10月24日開催の取締役会において決議された第46期第2四半期連結会計期間（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）及び第46期第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

この四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,712,512	4,990,735
売掛金	2,841,340	2,328,106
仕掛品	240,319	186,028
その他	481,256	489,547
貸倒引当金	436	266
流動資産合計	8,274,991	7,994,150
固定資産		
有形固定資産	115,821	213,524
無形固定資産	95,488	76,306
投資その他の資産		
その他	1,813,305	1,604,357
貸倒引当金	8,280	10,465
投資その他の資産合計	1,805,025	1,593,892
固定資産合計	2,016,334	1,883,722
資産合計	10,291,325	9,877,872
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	616,679	516,392
未払法人税等	393,662	155,308
賞与引当金	558,340	526,219
役員賞与引当金	37,700	24,500
その他の引当金	104,771	4,279
資産除去債務	7,228	-
その他	907,135	854,234
流動負債合計	2,625,515	2,080,932
固定負債		
退職給付引当金	1,538,911	1,572,431
役員退職慰労引当金	124,986	125,425
その他	25,278	104,158
固定負債合計	1,689,175	1,802,014
負債合計	4,314,690	3,882,946
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,233,490	2,233,490
資本剰余金	2,669,438	2,669,438
利益剰余金	1,598,814	1,668,390
自己株式	716,865	716,865
株主資本合計	5,784,877	5,854,453
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,252	15,624
その他の包括利益累計額合計	2,252	15,624
少数株主持分	194,010	156,097
純資産合計	5,976,635	5,994,926
負債純資産合計	10,291,325	9,877,872

## (2) 四半期連結損益及び包括利益計算書

(第2四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	7,381,854	7,759,590
売上原価	5,937,355	6,375,568
売上総利益	1,444,499	1,384,022
販売費及び一般管理費	1,083,655	1,115,943
営業利益	360,844	268,079
営業外収益		
受取利息	2,316	2,461
受取配当金	2,037	6,088
その他	5,262	10,549
営業外収益合計	9,615	19,098
営業外費用		
支払利息	381	522
貸倒引当金繰入額	392	2,559
固定資産除却損	1,406	-
その他	439	137
営業外費用合計	2,618	3,218
経常利益	367,841	283,959
特別損失		
固定資産除却損	-	6,340
事業構造改善費用	-	9,233
事業所移転損失	102,165	-
特別損失合計	102,165	15,573
税金等調整前四半期純利益	265,676	268,386
法人税等	145,799	133,778
少数株主損益調整前四半期純利益	119,877	134,608
少数株主利益	8,471	13,070
四半期純利益	111,406	121,538
少数株主利益	8,471	13,070
少数株主損益調整前四半期純利益	119,877	134,608
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	398	13,810
その他の包括利益合計	398	13,810
四半期包括利益	120,275	120,798
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	111,804	108,166
少数株主に係る四半期包括利益	8,471	12,632

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期 第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月13日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
取締役会 御中

## 新橋監査法人

代表社員 公認会計士 平野 秀輔 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 倉持 政義 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月15日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
取締役会 御中

## 新橋監査法人

代表社員 公認会計士 平野 秀輔 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 倉持 政義 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
取締役会 御中

## 新橋監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	平野 秀輔	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 政義	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。